

本宮市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ゼロカーボン及び循環型社会の形成に向け、家庭から排出される生ごみの減量化と再生利用を推進するため、生ごみ処理機等（以下「処理機等」という。）を購入し、設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、本宮市補助金等の交付に関する規則(平成19年本宮市規則第56号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「電気式生ごみ処理機」とは、電気を用いた動作等により、生ごみの減量化及び堆肥化することができる構造を有する機器をいう。
- (2) 「生ごみ処理容器」とは、微生物を利用して生ごみを発酵させ、分解することにより、生ごみの減量化及び堆肥化することができる構造を有する容器又は手動による機器で、コンポスト及び密閉型容器等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、居住している者。
- (2) 処理機を自ら使用し、これを適切に維持管理できること。
- (3) 減量化及び堆肥化された生ごみを自己の責任において処理することができること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。

(補助金の交付基準)

第4条 補助金の交付対象となる基数は、電気式生ごみ処理機は、1世帯につき1基までとし、生ごみ処理容器は、1世帯につき2基までとする。

2 補助金の額は、1基当たり処理機等の購入価格の3分の2以内とし、電気式生ごみ処理機は4万円、生ごみ処理容器は1万円を限度とする。ただし、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の交付を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、本宮市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 購入した領収書の写し(又は支払が完了した旨を証明できるものの写し等)
- (2) 前号の書類にて購入した処理機等の製品規格の詳細が確認できない場合は、これを確認できる関係書類(カタログや納品書等)
- (3) 本宮市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書(様式第2号)

(補助金交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを適正と認めるときは、交付を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、通知するものとする。

る。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、交付の決定をした日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(実績報告等の併合)

第8条 第5条の交付申請は、規則第13条に規定する実績報告と併合するものとする。

2 第6条の交付決定及び通知は、規則第14条に規定する補助金等の額の確定及び通知と併合するものとする。

(補助金の返還命令)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の決定を取り消し、その補助金を返還させることができる。

(適用除外)

第10条 この告示により、補助金の交付を受けた者は、5年を経過しなければ再び交付を受けることができない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、本宮市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。